

温室効果ガス排出量開示請求の手引き

～算定・報告・公表制度による報告データを開示請求される方へ～

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、主務大臣（環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣）に対し事業者が報告した温室効果ガスの排出量等に関する情報について、どなたでも開示を請求することができます。

環境省及び経済産業省では、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種御相談を受け付けています。

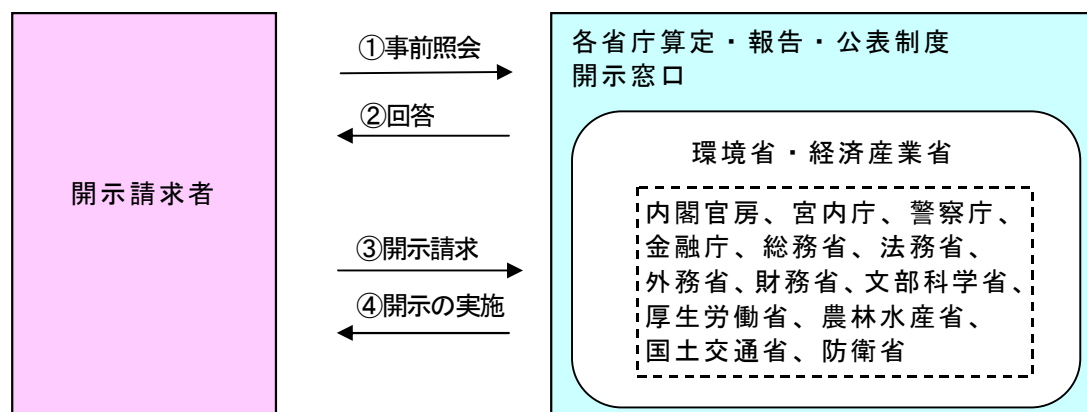
○温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度とは？

事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（特定排出者）が、事業所ごと（輸送事業者については事業者ごと）に、温室効果ガスの排出量等について、毎年4月～6月の間に、事業所の主たる事業を所管する大臣に報告することを義務づける制度です。

報告された事業所ごとの排出量等の情報は、環境省・経済産業省のコンピュータにて電子的に記録され集計されます。

集計結果の公表日以後、どなたでも環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣の保有する事業所に係る情報の開示を請求することができます。

<開示請求制度の概要>



①事前照会：開示請求の際に、開示対象（開示を求める事業所名等）を特定するための事前の手續の事です。

②回答：開示対象を特定するために必要となる情報の提供を受けることができます。

③開示請求：「ファイル記録事項開示請求書」の提出と手数料の納付を行います。

④開示の実施：指定した媒体で開示を受けることができます。

平成20年3月

環境省・経済産業省

開示請求の対象となる情報

事業者から報告された情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。

具体的には、

- 特定排出者※1（事業者及び事業所）に関する情報（名称、所在地、事業内容等）
- 温室効果ガスの種類ごとの排出量に関する情報 ※2
- 温室効果ガス排出量に関連する情報（事業者が任意に提出した情報）

等について、開示請求によりどなたでも必要とする情報を入手することができます。

これらの情報は、データ量が膨大であり電子的にファイルに記録していることから、「**ファイル記録事項**」と呼んでいます。

※1：特定排出者には以下の区分があります。

- ・ 特定事業所排出者（事業所単位の報告）
- ・ 特定輸送排出者（事業者単位の報告）

（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者及び特定荷主）

※2：事業者からの権利利益保護請求を事業所管大臣が認めた温室効果ガスの排出量は、開示されません。

開示を受けることのできる媒体

開示対象のファイル記録事項について開示を受ける際には、以下3つの媒体から選択することができます。（媒体ごとで手数料の額が変わります。）

- ①用紙による提供：1枚につき数～数十事業所分のデータが収容可
- ②フロッピーディスク（FD）による提供：約1.4MBのデータ量まで収容可
- ③光ディスク（CD-R）による提供：約650MBのデータ量まで収容可

電子媒体（②・③）で提供を受ける場合、csv形式（カンマ区切りのテキスト形式）のファイルとなります。各種表計算ソフトを起動させた上でcsv形式のファイルを開くと、表形式で表示させることができ、独自の検索や集計等の加工を任意に行えます。

その他、これらのファイルと一緒に収録している「はじめに.txt」というファイル名のファイルにも、特記事項が記載されていますので、ファイルを開いてご覧ください。

開示請求の方法

開示請求を行う際、開示請求者の氏名及び住所の他に、開示請求しようとする事業所（特定輸送排出者の場合は事業者。以下同じ。）の名称及び所在地、その他の開示請求に係る事業所を特定するに足る事項を明らかにしていただくことが必要です。

これらの事項を「ファイル記録事項開示請求書」（以下、単に「開示請求書」といいます。）に記載し、算定・報告・公表制度開示窓口へ提出するか又は郵送してください。

開示請求には、所定の手数料が必要です。開示請求書に手数料に相当する収入印紙を添付し納付してください。

各省庁では、当該省庁が所管する事業所に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。また、環境省及び経済産業省では、事業所の主たる事業に関わりなくすべての事業所に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。なお、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者に関するファイル記録事項の開示請求については、環境省及び経済産業省のほか、国土交通省で対応します。

具体的な開示の手続は次のとおりです。

（１）全事業所のファイル記録事項を一括して開示請求する場合

開示請求書（表面のみ）に必要事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、環境省又は経済産業省の算定・報告・公表制度開示窓口へ提出するか又は郵送してください。なお、開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用切手（140円）を貼付した宛先の記入された封筒（A4以下でCD-Rが入る大きさのもの）も同封してください。

（２）一部の事業所のファイル記録事項について開示請求する場合

一部の事業所のファイル記録事項について開示請求する場合、あらかじめ入手しようとする情報の特定（報告された全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報をコンピュータ上で特定し抽出すること）が必要となります。（開示請求書の提出の前に行っていただくこの手続を「事前照会」と呼びます。）

以下の方法により必ず事前照会を行っていただきますようお願いいたします。

<事前照会の方法>

FAX、E-mail 又は電話による方法から選択し、事前照会に必要な事項を環境省、経済産業省又は事業所管省庁の算定・報告・公表制度開示窓口までお問い合わせください。

※：FAXの場合は、「ファイル記録事項開示請求事前照会書」を御利用いただくと便利です。

また、E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信してください。

メールの件名は「算定・報告・公表制度開示請求事前照会」としてください。

※：電話による御相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、FAX又はE-mail

にて御照会いただきますようよろしくお願いいたします。

照会を受けた算定・報告・公表制度開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行ってください。

<事前照会及び算定・報告・公表制度開示窓口からの回答>

「事前照会」として以下の事項をお知らせください。

<事前照会の内容>

①開示対象の特定方法

【特定事業所排出者の場合】

→事業所（名称及び所在地）あるいは事業者名を指定又は都道府県、主たる事業その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

【特定輸送排出者の場合】

→事業者名を指定又は主たる事業、省エネルギー法における指定区分その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

②希望する開示媒体の種類

→用紙（A4）、フロッピーディスク（FD）又は光ディスク（CD-R）

③媒体の入手方法

→郵送又は算定・報告・公表制度開示窓口への御来訪

算定・報告・公表制度開示窓口から以下の事項を回答します。

- ① 開示請求しようとする情報の存否（報告が行われている事業者か否か）
- ② 開示の実施に係る手数料の額
- ③ 郵送による開示実施の場合の郵送料の額

手数料の算出・納付

開示請求には、所定の手数料が必要です。

手数料は、次の表に示すとおり開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。開示請求書に収入印紙を貼付して納付してください。

＜媒体別手数料算出方法＞

内容	開示媒体	手数料算出方法
事業所（者）を検索して一部の事業所について開示	用紙（A4）	紙1枚につき30円 ※1
	フロッピーディスク（FD）	FD1枚につき50円+0.2MB(メガバイト)までごとに370円 ※2
	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき70円+0.2MBまでごとに370円 ※2
年度の全データを開示	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき70円+200MBまでごとに1,360円（合計1,430円）※3

※1：用紙の枚数は、開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出ガス数などにより異なります。

1枚の用紙には、平均でおよそ数～数十事業所分のデータを収録可能です。

※2：データの量は、開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出ガス数などにより異なります。

1枚のFDには、平均でおよそ2千事業所分のデータを収録可能です。

※3：データの量は、開示請求のあった年度の届出事業所の総数、届出ガス数などにより異なります。平成18年度の場合、200MB以内で全事業所のデータを収録可能です。

※4：開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、切手を貼付した宛先の記入された返信用封筒（A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの）を同封してください。切手代は、CD-R1枚の場合140円（定形外封筒）です。

開示の実施

開示請求書の記載に不備がなく、所定の手数料を納付されたことが確認できたら、開示を実施することとなります。

開示請求者があらかじめ指定した媒体（書面・フロッピーディスク・CD-R）にて開示が実施されます。

なお、郵送で開示請求する場合、開示請求書とともに郵便切手を貼った宛先の記入された返信用封筒（A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの）を同封してください（全事業所のファイル記録事項を一括して開示請求する場合には、140円切手を貼ってください。一部の事業所のファイル記録事項について開示請求する場合には、同封する郵便切手の額について事前照会時に確認してください。）。

各省庁の算定・報告・公表制度開示窓口

各省庁に設置されている算定・報告・公表制度開示窓口は、以下のとおりです。

各省庁では、当該省庁が所管する事業所に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。また、環境省及び経済産業省では、事業所の主たる事業に関わりなくすべての事業所に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。なお、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者に関するファイル記録事項の開示請求については、環境省及び経済産業省のほか、国土交通省で対応します。

省庁名	担当局部課	連絡先
環 境 省	地球環境局地球温暖化対策課	TEL : 03-3581-3351 (内線 6779) FAX : 03-3580-1382 E-mail : ghg-kaiji@env.go.jp
経済産業省	産業技術環境局環境経済室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3521) FAX : 03-3501-7697 E-mail : ontaihou@meti.go.jp
内 閣 官 房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238
宮 内 庁	管理部管理課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3478) FAX : 03-3213-1260
警 察 庁	長官官房総務課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2188)
金 融 庁	総務企画局政策課	TEL : 03-3506-6000 (内線 3116) FAX : 03-3506-6267
総 務 省	大臣官房企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 5158) FAX : 03-5253-5160 E-mail : kikaku-5@soumu.go.jp
法 務 省	大臣官房秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2083) FAX : 03-5511-7200 E-mail : 2s00021@moj.go.jp
外 務 省	国際社会協力部気候変動室	TEL : 03-5501-8000 (内線 5518) FAX : 03-5501-8244
財 務 省	大臣官房総合政策課政策推進室	TEL : 03-3581-4111 (内線 5167) FAX : 03-5251-2163
文部科学省	文教施設企画部	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696) FAX : 03-6734-3695
厚生労働省	政策統括官付労働政策担当参事官室	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723) FAX : 03-3502-5395
農林水産省	大臣官房環境政策課	TEL : 03-3502-8111 (内線 3297) FAX : 03-3591-6640
国土交通省	総合政策局環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24322) FAX : 03-5253-1550
防 衛 省	大臣官房文書課環境対策室	TEL : 03-3268-3111 (内線 20901) FAX : 03-5229-2134

<事前照会の流れ>

質問 1) 開示対象の範囲は？

- ① すべてのファイル記録事項
- ② 一部のファイル記録事項

②

①

■すべてのファイル記録事項(事前照会は不要)

データは、1枚のCD-Rに収録されます。
開示請求に係る手数料は、CD-R1枚につき1,430円です。
あらかじめ、1,430円に相当する収入印紙を御用意いただき、開示請求書に貼付してください。
開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用切手(140円)を貼付した宛先の記入された封筒も同封してください。

■一部のファイル記録事項(事前照会が必要)

質問 2) 開示対象の特定方法は？

- ① 事業所(名称及び所在地)を指定
- ② 事業者名、都道府県、主たる事業、温室効果ガスの種類その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

②

①

具体的な事業所の名称及び所在地等をお知らせください。

質問 3-1) 排出者区分の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

報告区分を指定してください。

質問 3-2) 事業者の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

事業者名を指定してください。

質問 3-3) 都道府県の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

都道府県を指定してください。

質問 3-4) 業種の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

業種名又は業種コードを指定してください。
※日本標準産業分類(平成14年3月改訂)によってください。

質問 3-5) 温室効果ガスの種類の指定はありますか？

- ① 指定なし
- ② 指定あり

温室効果ガスの種類を指定してください。

質問 3-6) その他の条件はありますか？

- ① 条件なし
- ② 条件あり

その他の条件を指定してください。

質問 4) 開示を実施する媒体は？

- ① 紙媒体(A4)
- ② フロッピーディスク(FD)
- ③ 光ディスク(CD-R)